

○国立大学法人熊本大学における広告掲載に関する取扱規則

(平成31年3月6日規則第30号)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人熊本大学(以下「本学」という。)の広告媒体に掲載又は掲出(以下「掲載等」という。)する民間企業等の広告の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる本学の資産のうち広告を掲載することが可能なものをいう。

ア 本学が作成する広報誌、冊子類、封筒等の印刷物

イ 本学の管理下にあるウェブサイト

ウ その他広告媒体として活用できる資産

(2) 民間企業等 民間企業、国、地方公共団体その他団体等をいう。

(3) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載等することをいう。

(4) 部局 各学部、大学院教育学研究科、大学院各教育部、大学院各研究部、各研究所、病院、大学院先導機構、熊本創生推進機構、グローバル推進機構、大学教育統括管理運営機構、各研究機構、熊本大学学則(平成16年4月1日制定)第9条第1項に定める学内共同教育研究施設、ヒトレトロウイルス学共同研究センター、附属図書館及び保健センターをいう。

(5) 事務組織の各部等 監査室、経営企画本部及び各部をいう。

(6) 部局等 部局及び事務組織の各部等をいう。

(広告掲載の基準)

第3条 広告掲載は、本学の業務に支障がなく、かつ、広告媒体の本来の用途又は目的を妨げない範囲で行うことができる。

2 前項の規定に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な基準は、別に定める。

(部局等の長の責務)

第4条 部局等の長は、部局等における広告掲載に関する責任を有する。

(広告掲載の募集等)

第5条 部局等の長は、所管する広告媒体の広告掲載の募集を行うことができる。

2 部局等の長は、前項の規定による募集を行うに当たっては、募集する広告媒体の種類ごとに、規格、枠数、広告掲載料、期間、回数、審査の方法その他当該募集に関し必要な事項を定めた要項を作成し、事前に広報担当の理事(以下「担当理事」という。)の確認を受けなければならない。

(申込み)

第6条 広告掲載を希望する民間企業等(以下「申込者」という。)は、広告掲載申込書(別記様式第1)に掲載等をしようとする広告の版下原稿、会社概要等を添えて、部局等の長に申し込むものとする。

(広告掲載の審査等)

第7条 部局等の長は、前条の申込みがあった場合は、速やかに第3条に定める基準(以下「基準」という。)による審査を行い、その結果について、広告掲載可否

決定通知書（別記様式第2）により申込者に通知するものとする。

2 部局等の長は、前項の通知を行った場合は、速やかに担当理事にその内容を報告するものとする。

（意見）

第8条 担当理事は、前条第2項の報告について疑義がある場合は、部局等の長に対して意見を述べることができる。

（広告掲載料）

第9条 広告掲載料の基準となる額は、国立大学法人熊本大学諸料金規則（平成16年4月1日制定）に定めるところによる。

2 広告掲載料の額は、国立大学法人熊本大学諸料金規則（平成16年4月1日制定）に定める基準額以上の額とする。

3 広告掲載が決定した民間企業等（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を前納しなければならない。

4 既納の広告掲載料は、原則として返還しない。

（広告掲載）

第10条 広告主は、広告掲載料納付後、広告の原稿（以下「原稿」という。）を所定の期日までに提出するものとする。

2 部局等の長は、広告掲載が完了したときは、当該広告掲載を行った広告媒体を担当理事及び広告主にそれぞれ1部提出するものとする。ただし、提出可能な広告媒体がない場合は、この限りでない。

（広告掲載の決定の取消し）

第11条 部局等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告主から所定の期日までに原稿が提出されない場合

(2) 広告主から所定の期日までに広告掲載料が納付されない場合

(3) 広告主が社会的信用を著しく損なう不祥事を起こした場合

(4) 広告主が倒産又は破産等をした場合

(5) 広告主が指定する期日までに広告掲載の取下げを申し出た場合

(6) 広告主からの申込みの内容に虚偽があるなど信頼関係を損なう事実が判明した場合

(7) 広告媒体の発行又は運用に支障が生じた場合

(8) その他、部局等の長が広告掲載の決定の取消しが必要であると認めた場合

2 部局等の長は、広告掲載の決定を取り消した場合は、速やかに担当理事に報告し、及び広告主に対して理由を付してその旨を通知しなければならない。

（広告主の責務）

第12条 広告の内容（ウェブサイトにおけるバナー広告の場合にあってはリンク先の内容を含む。）又はこれに起因する一切の責任は、広告主が負うものとし、本学はいかなる責務も負わない。

2 広告主は、広告の内容等により第三者の権利を侵害してはならない。

3 広告主は、広告の内容等に関わる財産権の全てにつき権利処理を完了しておかなければならない。

4 広告の作成費用は、広告主が負担しなければならない。

5 広告主は、前条第2項の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から1週間以

内に、広告主の負担により当該広告媒体の回収、消去、その他の必要な措置を行わなければならない。

(損害賠償請求)

第13条 本学は、広告主の責に帰すべき事由により、損害を被った場合は、広告主に対し損害賠償請求ができるものとする。

(免責)

第14条 広告の内容に関する苦情等の紛争については、広告主の責任において解決することとし、本学はその責任を負わないものとする。

2 天災事変その他やむを得ない事由により、広告掲載できなかったことによる広告主の損害に対して、本学はその責任を負わないものとする。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、広告掲載の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式第1(第6条関係)

[別紙参照]

別記様式第2(第7条関係)

[別紙参照]

別記様式第 1(第 6 条関係)

広告掲載申込書

年 月 日

(部局等の長) 殿

(申込者)名 称

代表者氏名

所 在 地

電 話

国立大学法人熊本大学における広告掲載に関する取扱規則第 6 条の規定に基づき、下記のとおり広告掲載を申し込みます。申込みにあたっては、同規則を遵守します。

記

1. 広告媒体名

2. 広告希望枠数

3. 広告掲載希望期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4. 添付書類

(1) 版下原稿 ※ウェブサイトの場合リンク先についても記載すること。

(2) 広告内容の説明

(3) 会社概要

(4) 広告掲載料に係る見積書

5. 連絡窓口(担当者)

郵便番号： 〒 \_\_\_\_\_  
住 所： \_\_\_\_\_  
所 属： \_\_\_\_\_  
職・氏名： \_\_\_\_\_  
T E L： \_\_\_\_\_  
E-Mail： \_\_\_\_\_

※ 提出された書類は返却しません。

別記様式第2(第7条関係)

年 月 日

様

(部局等の長)

広告掲載可否決定通知書

年 月 日付けで申込みがありました広告の掲載について、次のとおり決定したので通知します。

記

1. 決定区分

- 掲載する
- 掲載しない

理由

2. 広告媒体

○○○○○○○○○○○○○○○○○○

3. 掲載期間

年 月 から 年 月 まで

4. 広告掲載料

金 円 (税込)  
(内訳 円× 枠× ヶ月)

5. 納付期限

年 月 日

6. 入稿期限

年 月 日

7. 掲載条件

国立大学法人熊本大学における広告掲載に関する取扱規則を遵守すること